

## 第4次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定について

## 1. 第4次障がい者計画

## (1) 計画の位置付け

・ 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」

## 【参考】

(障害者基本法第11条第3項)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

※ 国の障害者基本計画（第4次）は、平成30年3月30日に閣議決定済み。

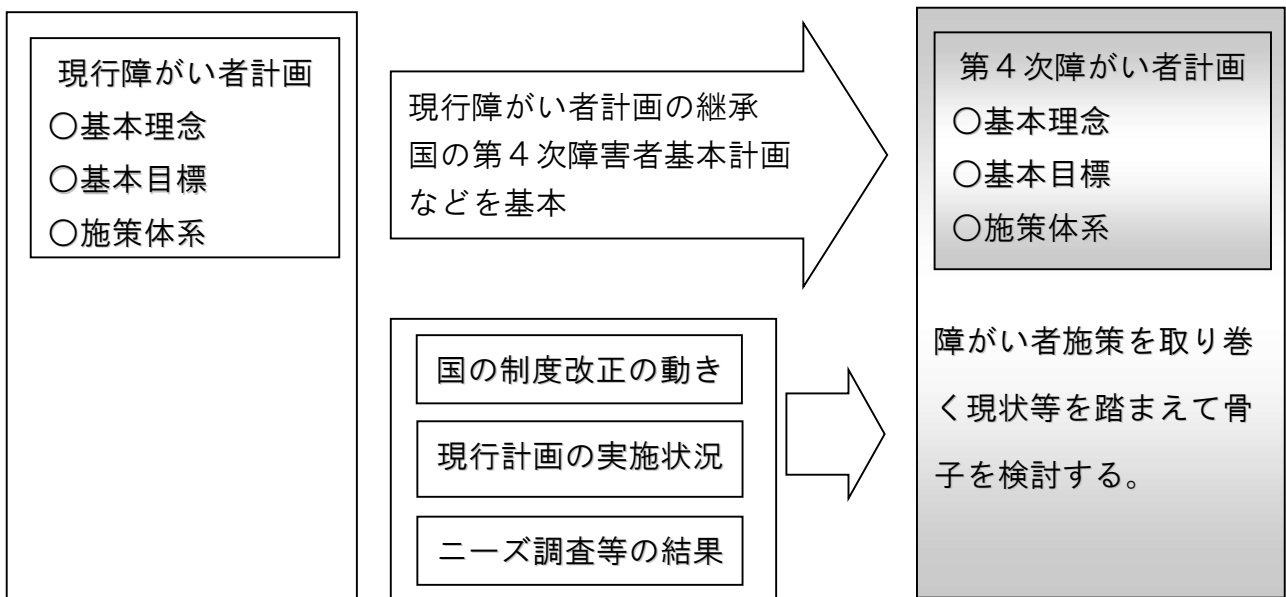
計画期間：5年間（平成30（2018）年度～令和4（2022）年度）

(2) 計画期間 令和3年度～令和8年度までの6年間

## (3) 計画策定の基本的な考え方

第4次障がい者計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画、県障害者計画を基本とすること、障がい者の状況等を踏まえることとされている。

第4次障がい者計画は、現行計画を継承するものの、国の第4次障害者基本計画、現行計画の実施状況及びニーズ調査の結果などを踏まえ策定するものとする。



(4) 第4次障がい者計画の構成について

【総論】計画策定の趣旨／計画の位置づけ／基本理念および基本目標／計画期間／障がいのある人とは／障がいのある人の状況／障がいのある人のニーズ

【基本理念】障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

基本目標	各 論
地域生活の 支援体制の充実	<b>1 地域生活の支援</b>
	(1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援 (4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり (6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援(拡充) (7) 情報提供・意思疎通支援の充実 (8) <u>未曾有の事態への対応(新設)</u>
自立の実現に 向けた支援と 療育・教育の充実	<b>2 保健・医療・福祉の充実</b>
	(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 (2) 医療およびリハビリテーションの充実 (3) 精神保健と医療施策の推進 (4) <u>難病に関する保健・医療施策の推進(新設)</u>
地域社会の障がい に関する理解の促進	<b>3 療育・教育の充実</b>
	(1) 就学前療育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 放課後等活動の充実
	<b>4 雇用促進と一般就労の支援</b>
(1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉施設等への就労の支援	
<b>5 生活環境の整備</b>	
(1) 住宅環境の整備 (2) 安心・安全なまちづくりの推進 (3) 防犯対策および災害時支援体制の推進 (4) 犯罪・消費者トラブルの防止	
<b>6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進</b>	
(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進 (2) <u>権利擁護の推進(拡充)</u> (3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及 (4) 福祉教育の推進	
<b>7 行政等における配慮の充実(新設)</b>	
(1) <u>選挙等における配慮(新設)</u>	
(2) <u>行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等(新設)</u>	
【計画の推進に向けて】庁内の協力体制／当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力／計画の推進	

## 2. 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

### (1) 計画の位置付け

- ・ 障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」
- ・ 児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」

#### 【参考】

(障害者総合支援法第88条第1項)

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

(児童福祉法第33条の20第1項)

市町村は、基本指針に即して障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

### (2) 計画期間 令和3年度～令和5年度までの3年間

### (3) 計画策定の基本的な考え方

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定にあたっては、国より示された基本指針(計画期間:3年)に即し、障がい者計画との調和やこれまでの実績、新潟市の実情を踏まえるものとする。

#### 【参考】

(障害者総合支援法第88条第5項・児童福祉法第33条の20第5項)

市町村は、当該市町村の区域における障害者等(障害児)の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害(障害児)福祉計画を作成するよう努めるものとする。

(障害者総合支援法第88条第7項・児童福祉法第33条の20第7項)

市町村障害(障害児)福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等(障害児)の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

## (4) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の構成について

### 1 計画の概要

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間

### 2 計画の基本理念及び基本的な考え方

- (1) 計画の基本理念（拡充）
- (2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方（拡充）
- (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方
- (4) 障がいのある子どもの支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### 3 新潟市における障がいのある人を取り巻く状況

- (1) 障がい福祉サービス利用状況
- (2) 新潟市内におけるサービス基盤整備状況

### 4 令和5年度の成果目標

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 福祉施設から一般就労への移行等
- (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (5) 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備
- (6) 障がいや障がいのある人への理解促進
- (7) 相談支援体制の充実・強化等（新設）
- (8) 障がい福祉サービス等の質の向上（新設）
- (9) 成果目標を達成するための対応

### 5 各年度の活動指標（サービス見込み量）とその確保のための方策

- (1) 指定障がい福祉サービス
- (2) 相談支援
- (3) 障がいのある子どもの支援（児童福祉法）
- (4) 発達障がいのある人に対する支援（新設）
- (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新設）
- (6) 相談支援の充実・強化のための取組（新設）
- (7) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組（新設）
- (8) 地域生活支援事業
- (9) 各年度の活動指標（サービス見込み量）一覧表
- (10) 活動指標（サービス見込み量）の確保のための方策

### 6 計画の達成状況の点検及び評価

### 3. ニーズ把握の方法

障がい当事者（児・者）の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたアンケート調査等を実施し、当該計画における施策の方向性や成果目標に反映させる。また、必要に応じて関係団体や障がい福祉サービス事業所等へのヒアリングを行う。

#### 《アンケート調査の実施状況》

##### ○障がい福祉施策

①実施時期：令和2年8月

②対象者数：約5,000人

（身体・知的・精神・発達・難病の種別ごとに一定数を無作為に抽出）

③調査項目：障がい者の生活実態の把握、障がい者のニーズ・意向の把握、障がい者の市施策に対する満足度の把握 等

##### ○障がい児

①実施時期：令和2年7月～8月

②対象者数：約450人

（特別支援学校の児童生徒・児童発達支援センター（こころん）等の利用者から一定数を無作為に抽出）

③調査項目：障がい児の生活や学びの場における実態の把握、障がい児のニーズ・意向の把握 等

#### 【参考】

##### ○障がい者計画

（市町村障害者計画策定指針）

計画策定過程において、アンケート調査、ヒアリング、関係者との懇談会の開催等を適宜実施し、また、障害者団体の要望等を参考とするなど地域の障害者、住民の意見を広く聴取するよう配慮すること。

##### ○障がい福祉計画・障がい児福祉計画

（障害者総合支援法第88条第5項・児童福祉法第33条の20第5項）

市町村は、当該市町村の区域における障害者等（障害児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害（障害児）福祉計画を作成するよう努めるものとする。

#### 4. 策定スケジュール（案）

